

第3章 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を適切に実施するための規定の整備

1. 法改正の必要性

(1) 創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援の必要性

企業活動のグローバル化に伴い、模倣被害の防止、デザインによるジャパンブランドの更なる発信が国際競争力を確保する上で重要となってきた。こうした中、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)において、知的財産制度の抜本的強化策の柱の一つとして、「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」(ジュネーブ改正協定)に加入することにより、新興国を含めたグローバルな権利保護を支援することが掲げられた。

ジュネーブ改正協定は、世界知的所有権機関(WIPO)を国際事務局として作成・発効された協定であり、加入することによって、一回の手続で複数の国への一括出願が可能になる等、海外での意匠権の取得に係る利便性が大きく向上するものである。

ジュネーブ改正協定は、平成26年10月時点でEUや欧州各国を含め計47の国及び機関が締結している。近年、我が国の主な貿易投資相手国が締結に向けた準備を進めつつある状況を受け⁹、我が国企業からも協定加入のニーズが顕在化した。

こうした状況を踏まえ、ジュネーブ改正協定の実施のための国内担保法の規定の整備を行った。

9 韓国は平成26年7月に発効、米国も加入に向けて準備中

(2) ジュネーブ改正協定の概要

ジュネーブ改正協定の国際出願は、国際事務局による審査を経て国際登録され、所定期間経過後に国際公表される。実体審査国が国際登録の効果を拒絶する場合には、国際公表後遅くとも12月以内に拒絶の通報を行う。国際登録の更新や移転等の手続は名義人が国際事務局に対して行い、締約国毎の移転等の手続は不要である。各国における権利の保護期間は、国際登録の日から5年ごとに国際登録が更新されることを条件に、最低15年間である。

2. 改正の概要

(1) 国際登録出願に係る規定(第6章の2第1節等)

日本国民等が日本国特許庁を通じた国際出願(国際登録出願)をすることができるようにするための規定を整備した。

(2) 国際意匠登録出願に係る規定(意匠法第6章の2第2節等)

日本国を指定締約国とする国際出願について、ジュネーブ改正協定と整合させながら我が国意匠法の規定による審査等の手続を適切に行うため、下記のとおり、必要な規定を整備した。

- ・ 国際出願を国内の意匠登録出願として処理するための規定
- ・ 特許庁への必要書類の提出に係る規定
- ・ 秘密意匠の特例及び補償金請求権に係る規定
- ・ 国際登録簿により管理される事項に係る規定
- ・ 国際登録の消滅に係る規定
- ・ 個別指定手数料に係る規定
- ・ 関連する他法の改正事項

3. 改正条文の解説

(1) 国際登録出願に係る規定

◆意匠法第60条の3(新設)

(国際登録出願)

第六十条の三 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)を有する外国人は、特許庁長官に意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定(以下「ジュネーブ改正協定」という。)第一条(vii)に規定する国際出願(以下「国際出願」という。)をすることができる。この場合において、経済産業省令で定める要件に該当するときは、二人以上が共同して国際出願をすることができる。

2 前項の規定による国際出願(以下「国際登録出願」という。)をしようとする者は、経済産業省令で定めるところにより外国語で作成した願書及び必要な物件を提出しなければならない。

① 基本的な内容

本条は、日本国特許庁を通じて国際出願(国際登録出願)ができる旨及びその主体及び出願時の願書等の提出義務について規定したものである。

ジュネーブ改正協定第3条及び第4条(1)(a)の規定により、締約国の国民等については、WIPO国際事務局に対し直接に、又は当該締約国を通じて意匠に係る国際出願ができることとされている。また、必要な提出物(願書等)については、ジュネーブ改正協定第5条(1)に規定されている。

② 国際登録出願の主体(第1項)

第1項では、日本国特許庁を通じた国際出願(日本国を指定締約国とし

ているか否かを問わない。)について定めている。

日本国特許庁を通じて国際出願をすることができる主体については、ジュネーブ改正協定第3条及び第4条の規定を踏まえ、「日本国民又は日本国内に住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)を有する外国人」と規定した。

また、ジュネーブ改正協定の国際出願に際しては、特許協力条約と同様、締約国官庁を通じた出願とWIPO国際事務局への直接出願の両方が認められる(ジュネーブ改正協定第4条1(a))ため、本項の前段については、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第2条に倣い、「出願をすることができる」と規定し、WIPO国際事務局に対し直接に出願をするのか、それとも日本国特許庁を通じて出願するのかは、出願人の選択に委ねることとした。

また、ジュネーブ改正協定には、二人以上が共同出願する場合の要件についての明文の規定はないが、共同出願者全員が国際登録出願の出願人適格を有している必要があるものと解される。将来、下位規則改正やWIPO国際事務局の運用変更による要件緩和等が行われる可能性があるため、それに迅速に対応すべく、二人以上が共同出願する場合の要件については、経済産業省令に委任することとした。

③ 国際登録出願の願書等(第2項)

第2項では、国際登録出願の願書及びその添付物件等の提出義務を規定した。

ジュネーブ改正協定上、国際出願は下位規則で定められた言語(英語、フランス語又はスペイン語)で記載する必要があるため、「外国語で作成した願書」を提出しなければならない旨を規定し、許容される言語については経済産業省令に委任することとした。また、ジュネーブ改正協定の規定上、出願時に提出が必要な資料として意匠の見本等を提出する場合がある(ジュネーブ改正協定第5条1(iii))ことから、「必要な物件を提出しなけれ

ばならない」と規定するとともに、願書の記載事項及び形式並びに提出すべき物件の詳細についてはジュネーブ改正協定の下位規則に規定されていることから、その詳細は経済産業省令に委任することとした。

◆意匠法第60条の4（新設）

（意匠登録出願に関する規定の準用）

第六十条の四 第六十八条第二項において準用する特許法第十七条第三項（第三号に係る部分に限る。）及び第十八条第一項の規定は、国際登録出願に準用する。

本条は、国際登録出願の出願人が送付手数料を納付しない場合に特許庁長官が補正命令等の措置を実施するための規定である。

ジュネーブ改正協定第4条(2)の規定により、締約国官庁は、当該官庁を通じた国際出願について、WIPO国際事務局への送付手数料を徴収することが認められている（当該手数料の納付については、意匠法第67条第1項第4号に規定）。

当該手数料の徴収を確実にを行うため、意匠法第68条第2項において準用する特許法第17条第3項第3号の規定を国際登録出願に準用することで、送付手数料を納付しない者に対して特許庁長官が手続の補正を命ずることを可能にするとともに、意匠法第68条第2項において準用する特許法第18条第1項の規定を国際登録出願に準用することで、当該補正命令に応じない場合に国際登録出願手続を却下することを可能とすることとした。

◆意匠法第60条の5（新設）

（経済産業省令への委任）

第六十条の五 前二条に定めるもののほか、国際登録出願に関しジュ

ネーブ改正協定及びジュネーブ改正協定に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。

国際登録出願に関しジュネーブ改正協定及び下位規則を実施するために必要な事項の細目について、経済産業省令で定めることとしたものである。

◆意匠法第67条

(手数料)

第六十七条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一～三 (略)

四 国際登録出願をする者

五～九 (略)

2～9 (略)

新設第60条の3の規定により特許庁長官に国際登録出願をする者は、政令で定める額の手数料(送付手数料)を納付しなければならない旨を規定したものである。

(2) 国際出願を国内の意匠登録出願として処理するための規定

◆意匠法第60条の6(新設)

(国際出願による意匠登録出願)

第六十条の六 日本国をジュネーブ改正協定第一条(xix)に規定する指定締約国とする国際出願であつて、その国際出願に係るジュネーブ改正協定第一条(vi)に規定する国際登録(以下「国際登録」という。)についてジュネーブ改正協定第十条(3)(a)の規定による公表(以下「国

際公表」という。)がされたものは、経済産業省令で定めるところにより、ジュネーブ改正協定第十条(2)に規定する国際登録の日(以下「国際登録の日」という。)にされた意匠登録出願とみなす。

2 二以上の意匠を包含する国際出願についての前項の規定の適用については、同項中「された意匠登録出願」とあるのは、「国際登録の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願」とする。

3 第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により意匠登録出願とみなされた国際出願(以下「国際意匠登録出願」という。)に係るジュネーブ改正協定第一条(viii)に規定する国際登録簿(以下「国際登録簿」という。)に記録された次の表の上欄に掲げる事項は、第六条第一項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。

国際登録の名義人の氏名又は名称及びその住所	意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
国際登録の対象である意匠の創作をした者の氏名及びその住所	意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所
国際登録の対象である意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は国際登録の対象である意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品	意匠に係る物品

4 国際意匠登録出願に係る国際登録簿に記録された意匠は、第六条第一項の規定により提出した図面に記載された意匠登録を受けようとする意匠とみなす。

① 基本的な内容

本条は、所定の要件を満たす国際出願を国内の意匠登録出願(国際意匠登録出願)として処理するための規定である。

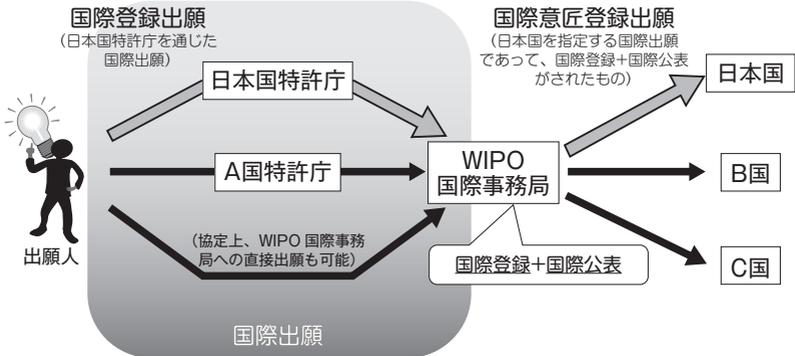
ジュネーブ改正協定第14条(1)において、国際登録は、国際登録の日から指定締約国における正規の出願と同一の効果を少なくとも有する旨が規定されていることから、ジュネーブ改正協定上の手続を踏んで我が国における意匠登録を受けようとする国際出願について、我が国への意匠登録出願と同様に処理すべく、必要なみなし規定を整備した。

② 意匠登録出願のみなし規定(第1項)

我が国を指定締約国とする国際出願であって、その国際出願に係る国際登録について国際公表がされたものについては、その国際登録の日にされた意匠登録出願とみなす旨を規定した。

また、ジュネーブ改正協定上、国際出願が国際登録されたこと及びその内容について各国特許庁が確実に把握し、手続を開始できるのは、国際公表後であるため、我が国を指定締約国とする国際出願であって、その国際登録について国際公表がされたものを我が国の意匠登録出願とみなすこととした。これにより、国際意匠登録出願に係る特許庁に対する手続(手続補正書の提出、出願変更手続等)については、国際登録の国際公表後に初めて可能となる。

[ジュネーブ改正協定に基づく出願の流れ]



なお、将来の規則及び運用改正による要件変更等により、意匠登録出願

とみなす対象を特定する必要がある事態(例えば、国際登録の対象となる意匠毎に締約国の指定を取り下げる等の運用が可能となる場合)があり得るため、かかる事態に迅速に対応すべく、「経済産業省令で定めるところにより」意匠登録出願とみなす旨を規定した。

③ 複数意匠一括出願(第2項)

ジュネーブ改正協定第5条(4)の規定により、一の国際出願には複数の意匠を含むことができるが、我が国の意匠制度は一意匠一出願を要件としている(意匠法第7条)ことから、こうした複数意匠を含む国際登録を適切に処理すべく、二以上の意匠を含む国際出願については、国際登録の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願とみなす旨を規定した。

④ 願書及び図面の記載事項のみなし規定(第3項及び第4項)

国際登録簿に記録された事項を意匠法第6条第1項に規定する願書の記載事項等とみなす旨を規定した。なお、意匠法第6条第1項は願書の記載事項と図面の記載事項を規定していることから、前者を第3項、後者を第4項として、項を分けて規定することとした。

◆意匠法第60条の23(新設)

(経済産業省令への委任)

第六十条の二十三 第六十条の六から前条までに定めるもののほか、ジュネーブ改正協定及びジュネーブ改正協定に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。

国際意匠登録出願に関しジュネーブ改正協定及び下位規則を実施するために必要な事項の細目について、経済産業省令において定めることとしたものである。

(3) 特許庁への必要書類の提出に係る規定

我が国意匠法では、意匠登録出願についての審査等の処理を適切に行うため、各手続において所定の書類等を提出する義務を課しているが、ジュネーブ改正協定と整合しつつ当該義務を着実に履行させるべく、その提出手続について所要の規定の整備を行った。

◆意匠法第60条の7（新設）

（意匠の新規性の喪失の例外の特例）

第六十条の七 第四条第二項の規定の適用を受けようとする国際意匠登録出願の出願人は、その旨を記載した書面及び第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が第四条第二項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を、同条第三項の規定にかかわらず、国際公表があつた日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる。

本条は、国際意匠登録出願について新規性の喪失の例外の適用に必要な手続に係る特例を定めたものである。

各指定締約国は、国際公表の後になって初めて、自国を指定する国際登録（及びこれに係る国際出願）の内容を知り得ることとなる。

他方、我が国の意匠法では、意匠法第3条第1項の規定により、一旦公開されて新規性を喪失した意匠については意匠登録を受けることができないこととしているところ、意匠法第4条の規定により、意匠登録を受ける権利を有する者の行為により、かかる意匠が公開された場合（同条第2項）には、新規性喪失の例外の適用を受けようとする旨をかかる意匠登録出願の際に提示し、かつ、当該意匠登録出願の日から30日以内に必要な書面を提出すれば（同条第3項）、その意匠は新規性を喪失しなかったものとして取り扱われる。

以上の点に鑑み、国際意匠登録出願についても意匠法第4条第2項の適用が受けられるよう、新規性喪失の例外の適用を受けようとする旨を記載した書面及び必要な書面の提出については、国際公表の日後、一定期間内であれば可能な旨を規定することとした。

なお、国際意匠登録出願については、ジュネーブ改正協定第14条(2)(a)の規定により、拒絶通報が可能な期間内に当該通知をしないまま当該期間が満了すると、指定締約国における保護の効果が発生することとなる。このため、国際意匠登録出願について新規性喪失の例外の適用を受けるためには、当該期間の満了前にその手続を行う必要があるが、ジュネーブ改正協定第12条(2)(a)の規定により、当該期間は下位規則により定めることとしているから、書面の提出期間については、経済産業省令に委任することとした。

◆意匠法第60条の10(新設)

(パリ条約等による優先権主張の手続の特例)

第六十条の十 国際意匠登録出願については、第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項(第十五条第一項において読み替えて準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)並びに第四十三条の三第二項の規定は、適用しない。

2 特許法第四十三条第二項から第四項まで、第六項及び第七項の規定は、ジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による優先権の主張をした者に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内」とあるのは、「経済産業省令で定める期間内」と読み替えるものとする。

① 基本的な内容

本条は、国際意匠登録出願についての優先権主張の手続の特例を定めた

ものである。

我が国では、意匠登録出願についてパリ条約等による優先権を主張しようとする者は、優先権を主張する旨を記載した書面を出願と同時に特許庁長官に提出し、また、その基礎とした出願に関するその他の関係書類(証明書等)を出願の日から三月以内に特許庁長官に提出しなければならない(意匠法第15条第1項で準用する特許法第43条及び第43条の3)。

国際出願については、ジュネーブ改正協定第6条(1)の規定により、パリ条約同盟国又はWTO加盟国についてされた先の出願に基づく優先権主張を伴わせることができることとされている。その優先権主張は、意匠法第68条第4項で準用する特許法第26条の規定により、特段の追加的な手続を要することなく、我が国特許庁との関係においても適法な優先権主張となる(意匠登録出願について意匠法第15条第1項で準用する特許法第43条第1項の規定により優先権主張を行った場合と同様)が、証明書等の提出手続については、ジュネーブ改正協定上国際出願に伴わせる手続とされていないため、我が国特許庁との関係における所要の手続規定を整備した。

② 国際意匠登録出願に係る優先権主張(第1項)

国際意匠登録出願についての優先権主張については、各指定締約国に対して直接行うことについてジュネーブ改正協定上にこれを妨げる規定は置かれていないが、「締約国に対する出願手続の一元化」というジュネーブ改正協定の主旨に鑑み、ジュネーブ改正協定第6条(1)の規定によるWIPO国際事務局経由の手続に一元化することとした。

このため、国際意匠登録出願については、我が国特許庁に優先権主張をする場合の手続規定は適用しないこととした。

さらに、意匠法第15条第1項で準用する特許法改正後第43条の3第2項に規定する「特定国」(パリ条約同盟国又はWTO加盟国のいずれでもない国)についての優先権の主張は、国際出願に際してWIPO国際事務局に対して優先権主張手続を行うことがジュネーブ改正協定第6条(1)(a)の規定

によっては認められていないため、意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の3第2項は、国際意匠登録出願について適用しないこととした。

③ 国際意匠登録出願に係る優先権主張に係る証明書等の提出手続(第2項)

証明書等の提出手続については、ジュネーブ改正協定上国際出願に伴わせる手続とされていないため、証明書等は我が国に直接提出できることとし、証明書等の提出手続に係る特許法の規定を「ジュネーブ改正協定第6条(1)(a)の規定による優先権の主張をした者」についても準用することとした。この際、国際出願への優先権主張の手続期間は、ジュネーブ改正協定第6条(1)(b)の規定により下位規則に委任されていることから、証明書等の提出期間は経済産業省令に委任することとした。

◆意匠法第60条の8(新設)

(関連意匠の登録の特例)

第六十条の八 本意匠の意匠登録出願と関連意匠の意匠登録出願の少なくともいずれか一方が国際意匠登録出願である場合における第十條第一項の規定の適用については、同項中「又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による」とあるのは、「若しくは第四十三條の三第一項若しくは第二項又はジュネーブ改正協定第六條(1)(a)の規定による」とする。

意匠法第60条の10で、国際意匠登録出願に係る優先権主張について、その根拠をジュネーブ改正協定の規定としたことに伴い、必要な読替規定の整備を行ったものである。

(4) 秘密意匠の特例及び補償金請求権に係る規定

◆意匠法第60条の9(新設)

(秘密意匠の特例)

第六十条の九 国際意匠登録出願の出願人については、第十四条の規定は、適用しない。

本条は、国際意匠登録出願について秘密意匠の特例を定めたものである。ジュネーブ改正協定第10条の規定により、国際登録はWIPO国際事務局による公表がされるため、国際意匠登録出願についても、その審査の前に国際公表されることが前提となる。

他方、我が国の意匠法第14条では、意匠権の設定の登録の日から最長3年間、その意匠を秘密にすることを請求できる旨を規定している。前述のとおり、国際意匠登録出願はすでに国際公表されておりその内容を秘密にすることはそもそも不可能となることから、国際意匠登録出願の出願人については同条の規定を適用しない旨を規定した。

◆意匠法第60条の12(新設)

(国際公表の効果等)

第六十条の十二 国際意匠登録出願の出願人は、国際公表があつた後に国際意匠登録出願に係る意匠を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後意匠権の設定の登録前に業としてその国際意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠を実施した者に対し、その国際意匠登録出願に係る意匠が登録意匠である場合にその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、国際公表がされた国際意匠登録出願に係る意匠

であることを知つて意匠権の設定の登録前に業としてその国際公表がされた国際意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠を実施した者に対しては、同様とする。

2 特許法第六十五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定により請求権を行使する場合に準用する。この場合において、同条第五項中「出願公開後」とあるのは「国際公表後」と、同条第六項中「第百一条、第百四条から第百四条の三まで、第百五条、第百五条の二、第百五条の四から第百五条の七まで及び」とあるのは「意匠法第三十八条、同法第四十一条において準用する特許法第百四条の二から第百五条の二まで及び第百五条の四から第百五条の六まで並びに意匠法第五十二条において準用する特許法」と読み替えるものとする。

① 基本的な内容

本条は、国際意匠登録出願に係る補償金請求権について規定したものである。

ジュネーブ改正協定第10条の規定により、国際登録は各指定締約国での権利化より前にWIPO国際事務局による国際公表がされる。

我が国の意匠法では、意匠権の設定登録後に初めて意匠が公開されることとなっており、設定登録までの間に、第三者に自己の意匠を実施(模倣)される懸念は小さいが、国際意匠登録出願に係る意匠についてあらかじめ国際公表がされてしまうと、こうした実施(模倣)による被害を受ける懸念が大きく拡大することとなる。

こうした問題に対応するため、設定登録前の産業財産権を保護する措置として、特許法における補償金請求権(特許法第65条及び第184条の10)が存在する。補償金請求権は、公開された自己の発明を業として実施した第三者に対しあらかじめ警告することにより、その発明について特許権が設定登録された後に実施料相当額の補償金の支払を請求することができる権

利であり、公開による出願人の損失を補償する趣旨に立った制度である。

ここで、国際意匠登録出願に関し設定登録前の産業財産権を保護する措置として、特許法に倣い、補償金請求権に係る所要の規定の整備を行った。

② 国際意匠登録出願に係る補償金請求権(第1項)

第1項では、国際公表後に国際意匠登録出願の意匠を記載した書面を提示して警告したときは、出願人は、その警告後から意匠権の設定登録までの間に業としてその国際意匠登録出願に係る意匠の実施をした者に対し、補償金を請求できる旨、及び、当該警告をしない場合でも、第三者がその国際公表がされた国際意匠登録出願に係る意匠であることを知って意匠の実施をしていれば、補償金の請求を行うことができる旨、を規定した。

なお、意匠権の効力は登録意匠に加え、これに類似する意匠にまで及ぶことから(意匠法第23条)、補償金の請求は「国際意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠を実施する」者に対して可能なものとした。

③ 補償金請求権の行使に係る特許法の規定の準用(第2項)

第2項は、国際公表による補償金請求権の行使について、特許法の出願公開による補償金請求権を行使する場合の規定を準用することとしたものである。ここで、特許法第65条第2項から第6項までを準用する旨を規定し、併せて必要な読替規定を整備した。

◆意匠法第26条の2

(意匠権の移転の特例)

第二十六条の二 (略)

2 (略)

- 3 第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録があつたときは、その意匠権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していた

ものとみなす。当該意匠権に係る意匠についての第六十条の十二第一項の規定による請求権についても、同様とする。

4 (略)

意匠法第60条の12において国際意匠登録出願に補償金請求権制度を導入することに伴い、意匠権の移転に伴う補償金請求権の移転に係る規定を整備したものである。

特許法第74条第2項の規定により、同条第1項の規定による特許権の移転の登録があったときは、同法第68条第1項又は第184条の10第1項の規定による補償金請求権も、最初から当該移転の登録を受けた者に帰属していたものとみなすこととしている。

今般、意匠法第60条の12で補償金請求権に係る規定を設けるにあたり、特許法に倣い、意匠法第26条の2第1項の規定による請求に基づく国際登録を基礎とした意匠権の移転の登録があったときは、意匠法第60条の12第1項の規定による補償金請求権も、最初から当該移転の登録を受けた者に帰属していたものとみなすこととした。

◆意匠法第73条の2

(秘密保持命令違反の罪)

第七十三条の二 第四十一条において準用する特許法第百五条の四第一項(第六十条の十二第二項において読み替えて準用する同法第六十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3 (略)

意匠法第60条の12において国際意匠登録出願に補償金請求権制度を導入することに伴い、補償金の請求に係る罰則規定を整備したものである。

特許法第65条第6項及び第184条の10第2項では、同法第105条の4を準用し補償金の請求に係る訴訟において、裁判所が営業秘密について当該訴訟の追行の目的以外の目的への使用や訴訟関係人以外の者への開示を禁ずる旨の秘密保持命令を命ずることができる旨を規定し、当該命令に違反した者に対しては、同法第200条の2の規定により罰則が課される。

同様に、意匠法第73条の2では、第41条において準用する特許法第105条の4第1項の規定による秘密保持命令違反に係る罰則を規定しているが、今般、意匠法についても第60条の12で補償金請求権に係る規定を設けるにあたり、国際意匠登録出願の補償金の請求に係る訴訟において、秘密保持命令を受け、その命令に違反をした者に対しても罰則を適用する旨を規定した。

(5) 国際登録簿により管理される事項に係る規定

ジュネーブ改正協定第16条の規定により、国際登録の所有権の変更・放棄等は国際登録簿への記録事項であり、その記録により、指定締約国内における記録と同一の効果を有することとされている。

これにより、我が国意匠法において特許庁長官への届出や意匠原簿への登録について規定されている項目について、ジュネーブ改正協定における国際登録簿への記録に関する規定との整合を図るための規定の整備を行った。

◆意匠法第60条の11(新設)

(意匠登録を受ける権利の特例)

第六十条の十一 国際意匠登録出願についての第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、

「ジュネーブ改正協定第一条(xxviii)に規定する国際事務局」とする。

2 国際意匠登録出願については、第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第五項及び第六項の規定は、適用しない。

本条は、国際意匠登録出願について意匠登録を受ける権利の特例を定めたものである。

ジュネーブ改正協定第16条(1)(i)の規定により、意匠登録を受ける権利(当該権利の基礎となる国際登録の所有権)の移転は国際登録簿に記録する必要があり、また、同条(2)の規定により、原則、当該記録は指定締約国内でも同一の効果を有する。

他方、意匠法第15条第2項で準用する特許法第34条第4項の規定により、意匠登録を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官に届け出なければ効力を生じないため、国際意匠登録出願についての意匠登録を受ける権利の承継については、相続その他の一般承継の場合も含め、WIPO 国際事務局への届出を効力発生要件とする必要がある。

第1項では、国際意匠登録出願については、意匠法第15条第2項で準用する特許法第34条第4項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのを「国際事務局」と読み替えて準用する旨を規定した。

併せて、第2項では、意匠法第15条第2項において準用する特許法第34条第5項及び第6項(意匠登録を受ける権利の相続その他の一般承継があった場合における、特許庁長官に対する事後届出に係る規定)は適用不要とした。

◆意匠法第60条の17(新設)

(意匠権の放棄の特例)

第六十条の十七 国際登録を基礎とした意匠権を有する者は、その意匠権を放棄することができる。

2 国際登録を基礎とした意匠権については、第三十六条において準用する特許法第九十七条第一項の規定は、適用しない。

本条は、国際登録を基礎とした意匠権の放棄の特例を定めたものである。国際登録の放棄については、①WIPO国際事務局が事務管理を行う上で、当該国際登録に係る各指定締約国での意匠権に関する実施権者等の承諾が不要であり(ジュネーブ改正協定上、かかる承諾が必要とされていない)、かつ、②ジュネーブ改正協定第16条(1)(iv)及び(2)の規定により、当該国際登録を基礎とした我が国での意匠権の放棄を伴うこととなる。このため、国際登録を基礎とした意匠権の放棄は、各指定締約国において、かかる実施権者の承諾なくして実施されることとなる。

他方、我が国の意匠法は、意匠法第36条で準用する特許法第97条第1項の規定により、意匠権に実施権、質権が設定されているときは、これらの権利者の承諾を得た場合に限り放棄することができる旨を規定していることから、第2項で、意匠法第36条で準用する特許法第97条第1項の規定を適用しない旨を規定した上で、第1項では、特段の制約なく国際登録を基礎とした意匠権を放棄できることとした(意匠権の放棄による消滅の効力発生のためには、意匠法第60条の18及び同法第60条の19第2項の規定により、国際登録簿での記録が必要となる。)

なお、国際登録に基づく意匠権については、実施権者等の承諾を得ることなく放棄することを制度上禁止できないが、実施権者等は意匠権が無断で放棄されたことにより生じた損害について、民事上の救済(実施権、質権の設定契約の債務不履行に基づく損害賠償請求等)を受け得るものと考えられる。

◆意匠法第60条の19(新設)

(意匠原簿への登録の特例)

第六十条の十九 国際登録を基礎とした意匠権についての第六十一条

第一項第一号の規定の適用については、同号中「意匠権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限」とあるのは、「意匠権の設定、信託による変更、消滅(存続期間の満了によるものに限る。)又は処分の制限」とする。

2 国際登録を基礎とした意匠権の移転又は消滅(存続期間の満了によるものを除く。)は、国際登録簿に登録されたところによる。

本条は、意匠原簿への登録事項の特例を定めたものである。

ジュネーブ改正協定第16条(1)(i)、(iv)、(v)及び(vi)では、国際登録の所有権の変更、国際登録の名義人による放棄、国際登録の対象である意匠の限定、国際登録の効果の無効について国際登録簿記録事項として規定しており、これらは、意匠権の移転又は消滅に該当するものである。また、同条(2)の規定により、原則、これらの記録事項は指定締約国内でも同一の効果を有することとなるため、第1項では、意匠法第61条第1項第1号に掲げる登録事項のうち移転及び消滅(存続期間の満了によるもの以外)を意匠登録原簿への登録事項から除き、意匠権の設定、信託による変更、消滅(存続期間の満了によるものに限る。)又は処分の制限を国内の意匠原簿への登録事項として規定することとした。

第2項では、国際登録を基礎とした意匠権の移転又は消滅(存続期間の満了によるものを除く。)は、国際登録簿の登録によるものとして規定することとした。

なお、国際登録については、ジュネーブ改正協定上、意匠権の回復に係る措置が存在しないため、意匠権の回復についてはそもそも国内の意匠原簿及び国際登録簿のいずれの登録事項としても規定しないこととした。

◆意匠法第60条の18(新設)

(意匠権の登録の効果の特例)

第六十条の十八 国際登録を基礎とした意匠権の移転、信託による変更、放棄による消滅又は処分の制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

2 国際登録を基礎とした意匠権については、第三十六条において準用する特許法第九十八条第一項第一号及び第二項の規定は、適用しない。

本条は、国際登録を基礎とした意匠権の移転、信託による変更、放棄による消滅又は処分の制限の効力発生要件について規定したものである。

ジュネーブ改正協定第16条(1)(i)の規定により、意匠権(当該意匠権の基礎となる国際登録の所有権)の移転は国際登録簿に記録する必要がある、また、同条(2)の規定により、原則、当該記録は指定締約国内でも同一の効果を有する。

他方、意匠法第36条で準用する特許法第98条第1項第1号の規定により、意匠権の移転(相続その他の一般承継の場合を除く。)、信託による変更、放棄による消滅又は処分の制限については、国内の意匠原簿に登録することを効力発生要件として規定している。

このため、国際登録を基礎とした意匠権の移転については、相続その他の一般承継の場合も含め国際登録簿への登録により効力が発生するものとすべく、国際登録を基礎とした意匠権の移転、信託による変更、放棄による消滅又は処分の制限について、その登録を効力発生要件とした。

これにより、意匠法第60条の19の規定と相まって、意匠権の移転及び放棄による消滅については国際登録簿への登録が効力発生要件となる。

(6) 国際登録の消滅に係る規定

◆意匠法第60条の14(新設)

(国際登録の消滅による効果)

第六十条の十四 国際意匠登録出願は、その基礎とした国際登録が消滅したときは、取り下げられたものとみなす。

2 前条の規定により読み替えて適用する第二十条第二項の規定により設定の登録を受けた意匠権(以下「国際登録を基礎とした意匠権」という。)は、その基礎とした国際登録が消滅したときは、消滅したものとみなす。

3 前二項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる。

本条は、その基礎とした国際登録が消滅した場合の効果について規定したものである。

ジュネーブ改正協定上、例えばジュネーブ改正協定第16条(1)(iv)の規定による放棄がなされた場合、ジュネーブ改正協定第16条(1)(v)の規定による限定がなされた場合、ジュネーブ改正協定第17条(2)の規定による国際登録の更新がされなかった場合等については国際登録が消滅することとなるが、かかる国際登録の消滅の効果については明確な規定がなく、マドリッド協定の議定書と同様、国際登録が消滅した際の各指定締約国におけるその効果については各指定締約国に委ねられていると解される。

このため、国際登録が消滅したときに我が国の国際意匠登録出願又は意匠権に生じる効果について所要の規定の整備を行った。

具体的には、第1項において、国際意匠登録出願が我が国において意匠権の設定登録を受ける前に、かかる国際登録が消滅した場合、当該国際意匠登録出願は取り下げられたものとみなす旨を規定した。また第2項において、国際登録を基礎とした意匠権は、その基礎とした国際登録が消滅し

た場合、消滅したものとみなす旨を規定した。さらに、第3項において、第1項及び第2項の効果の発生時期は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日とする旨を規定した。

◆意匠法第60条の15(新設)

(関連意匠の意匠権の移転の特例)

第六十条の十五 本意匠の意匠権が国際登録を基礎とした意匠権である場合における第二十二條第二項の規定の適用については、同項中「第四十四條第四項」とあるのは、「第六十条の十四第二項」とする。

本条は、本意匠の意匠権の消滅の規定に係る規定の読替規定である。

意匠法第60条の14第2項で、国際登録を基礎とした意匠権は、その基礎とした国際登録が消滅したときは、消滅したものとみなす旨規定した。

他方、意匠法第22条第2項は、①本意匠の意匠権が第44条第4項(登録料の未納)の規定により消滅したとき、②無効にすべき旨の審決が確定したとき、③又は放棄されたときは、本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができないとしている。これは、本意匠が消滅した場合であっても、関連意匠同士を自由に分離して移転できてしまうと、同一意匠権者のもとでのみ権利の重複を認める関連意匠制度の趣旨に反するからである。

そこで、国際登録を基礎とした意匠権については上記①の規定は意匠法第60条の21第3項の規定により適用されないこととなるのでそれを除外するとともに、同法第60条の14第2項の規定により意匠権が消滅した場合には上記②及び③と同様に関連意匠制度の制度趣旨を担保するため、意匠権の消滅の原因を、「第44条第4項」から「第60条の14第2項」に読み替えることとした。

◆意匠法第60条の16(新設)

(関連意匠の意匠権についての専用実施権の設定の特例)

第六十条の十六 本意匠の意匠権が国際登録を基礎とした意匠権である場合における第二十七条第三項の規定の適用については、同項中「第四十四条第四項」とあるのは、「第六十条の十四第二項」とする。

本条は、本意匠の意匠権の消滅の規定に係る規定の読替規定である。

意匠法第60条の14第2項で、国際登録を基礎とした意匠権は、その基礎とした国際登録が消滅したときは、消滅したものとみなす旨規定している。

他方、意匠法第27条第3項は、①本意匠の意匠権が第44条第4項(登録料の未納)の規定により消滅したとき、②無効にすべき旨の審決が確定したとき、③又は放棄されたときは、本意匠に係る関連意匠の意匠権に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、すべての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り設定することができるとしている。これは、関連意匠の専用実施権がそれぞれ別々の者に設定されると、専用実施権の重複部分について2以上の者に排他権が成立することになり、同一の権利者のもとでのみ権利の重複を認める関連意匠制度の趣旨に反するからである。

そこで、国際登録を基礎とした意匠権については上記①の規定は意匠法第60条の21第3項の規定により適用されないこととなるのでそれを除外するとともに、意匠法第60条の14第2項の規定により本意匠の意匠権が消滅した場合には、上記②及び③と同様に関連意匠制度の制度趣旨を担保するため、意匠権の消滅の原因を、「第44条第4項」から「第60条の14第2項」に読み替えることとした。

◆意匠法第60条の20(新設)

(意匠公報の特例)

第六十条の二十 国際登録を基礎とした意匠権についての第六十六条第二項第一号の規定の適用については、同号中「第四十四条第四項の規定によるものを除く。）又は回復(第四十四条の二第二項の規定によるものに限る。）」とあるのは、「第六十条の十四第二項の規定によるもの(ジュネーブ改正協定第十七条(2)の更新がなかつたことによるものに限る。）」を除く。）」とする。

本条は、意匠公報の掲載事項の特例を定めたものである。

ジュネーブ改正協定第17条(1)の規定により、国際登録は国際登録の日から起算して5年を期間として効果を有するとされている。そのため、国際登録の更新(ジュネーブ改正協定第17条(2))を行わずに当該期間が経過した場合には、国際登録の効果は消滅し、当該国際登録を基礎とした意匠権は、意匠法第60条の14第2項の規定により消滅する。国際登録の更新があった場合にはジュネーブ改正協定第17条(5)の規定により国際事務局によりその旨公表される。

他方、意匠法第66条第2項第1号は、意匠権の消滅、及び、意匠法第44条の2第2項の規定による意匠権の回復を意匠公報に掲載する旨を規定している。ただし、①存続期間の満了による意匠権の消滅、及び、②意匠法第44条第4項(登録料未納)による意匠権の消滅については、その数が非常に多く、手続を著しく煩雑にするものであるから公報の掲載事項としないこととされている。

そこで、上記②については、国際意匠登録出願には適用されないこと、国際登録の更新がなかつたことによる意匠権の消滅については、国際事務局により公表されるものであり、その数が非常に多いため、意匠公報を発行することは手続を著しく煩雑にするものであることから、意匠法第66条

第2項第1号の規定中、「意匠法第44条第4項の規定によるもの」については、「意匠法第60条の14第2項の規定によるもの(ジュネーブ改正協定第17条(2)の更新がなかつたことによるものに限る。)」に読み替えることとした。さらに、国際登録を基礎とする意匠権については意匠権の回復に係る手続が存在しないことから、意匠権の回復については読み替えにより意匠公報の掲載事項から外すこととした。

(7) 個別指定手数料に係る規定

◆意匠法第60条の21(新設)

(国際意匠登録出願の個別指定手数料)

第六十条の二十一 国際意匠登録出願をしようとする者は、ジュネーブ改正協定第七条(2)の個別の指定手数料(以下「個別指定手数料」という。)として、一件ごとに、七万四千六百円に相当する額をジュネーブ改正協定第一条(xxviii)に規定する国際事務局(次項において「国際事務局」という。)に納付しなければならない。

2 国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権が基礎とした国際登録についてジュネーブ改正協定第十七条(2)の更新(国際登録の日から十五年を経過した後にするものを除く。)をする者は、個別指定手数料として、一件ごとに、八万四千五百円に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

3 国際意匠登録出願及び国際登録を基礎とした意匠権については、第四十二条から第四十五条まで及び第六十七条第二項(別表第一号に掲げる部分に限る。)の規定は、適用しない。

① 基本的な考え方

本条は、個別指定手数料の額及び納付手続について規定したものである。各締約国は、自国を指定締約国とする国際出願及び国際登録の更新に係

る指定手数料を WIPO 国際事務局から受け取ることができる(ジュネーブ改正協定第 7 条(3))。締約国のうち、出願された内容の審査を自国で行っている国は、出願料及び最初の 5 年分の登録料の額(WIPO 国際事務局が手続を行うことによる節約額は減じる。)を上回らない範囲で、当該指定手数料の額を個別に定めることができる(個別指定手数料)こととされている(ジュネーブ改正協定第 7 条(2))。この個別指定手数料の納付先は WIPO 国際事務局となるが、最終的に我が国特許庁に還付され歳入となることから、結果として我が国の歳入となる点を重視し、その額及び納付手続についての規定を意匠法内に整備したものである。

② 国際出願時の個別指定手数料(第 1 項)

第 1 項では、国際意匠登録出願をしようとする者は、ジュネーブ改正協定第 7 条(2)に規定する個別指定手数料として、国際意匠登録出願一件ごとに、74,600 円に相当する額を WIPO 国際事務局に納付しなければならない旨を規定した。

なお、上記金額は、国内の意匠登録出願の出願料及び設定登録の日から 5 年分の登録料の合計額から、WIPO 国際事務局が行う手続(方式審査等)によって通常の国内手続よりも節約できる金額を減じた額として算出した。

③ 国際登録更新時の個別指定手数料(第 2 項)

第 2 項では、国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権が基礎とした国際登録について国際登録の更新(ジュネーブ改正協定第 17 条(2))をする者は、個別指定手数料として、国際登録一件ごとに、84,500 円に相当する額を WIPO 国際事務局に納付しなければならない旨を規定した。

なお、国際登録の更新は、ジュネーブ改正協定第 17 条(1)及び(2)の規定により、5 年ごとに行うものとされており、上記金額は、国内の第 6 年から第 10 年までの 5 年間分の登録料と同額である。

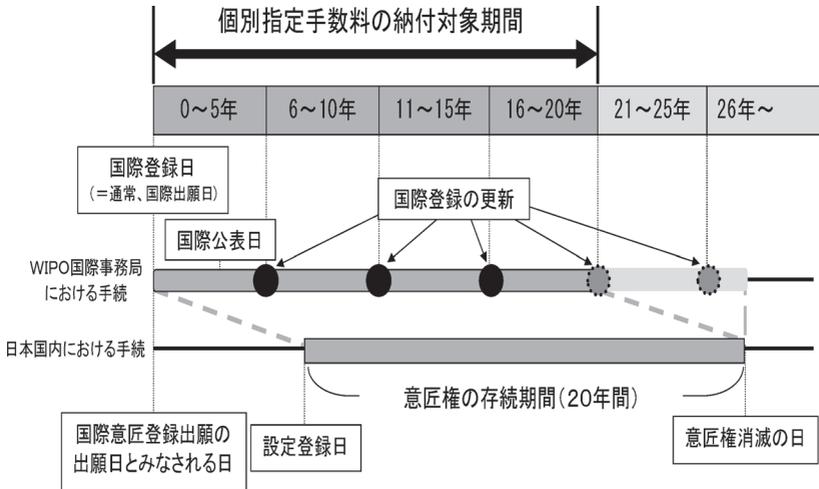
また、締約国内での意匠権の存続に当たっては、ジュネーブ改正協定第

17条(2)及び(3)の規定により5年ごとに所定の手数料(当該手数料には、ジュネーブ改正協定第7条(1)及び(2)の規定により、個別指定手数料が含まれる。)の支払いにより国際登録を更新しなければならない。

他方、我が国特許庁における審査等の手続はWIPO国際事務局における国際登録の日(及び国際意匠登録出願の日)の後となるため、国際登録の日と国内での意匠権の設定登録の日との間には時点のズレが必ず生ずることとなり、国内での意匠権を20年間存続させる場合、実際には国際登録を20年間以上の期間にわたって更新することが必要となる。

このため、国際登録の日から15年を経過した後にする国際登録の更新については、個別指定手数料の納付を不要なものとするることにより、20年分の意匠権の維持料と等価の料金を徴収することとした。

[個別指定手数料の納付対象期間]



④ 出願料及び登録料納付に係る規定の適用除外(第3項)

第3項では、国際意匠登録出願及び国際登録に基づく意匠権については、通常の国内手続における出願料及び登録料の納付に係る規定(意匠法第42条から第45条まで及び第67条第2項(別表第1号に掲げる部分に限る。))は適用しない旨を規定した。

◆意匠法第60条の22(新設)

(個別指定手数料の返還)

第六十条の二十二 国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、前条第一項又は第二項の規定により納付すべき個別指定手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する。

2 前項の規定による個別指定手数料の返還は、国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した日から六月を経過した後は、請求することができない。

3 第一項の規定による個別指定手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

① 基本的な考え方

本条は、意匠法第60条の21の規定により、我が国の歳入となった個別指定手数料の返還手続について規定したものである。

通常の国内の意匠登録出願と異なり、意匠法第60条の21第1項の規定により納付すべき個別指定手数料については、意匠権の最初の5年間の国内

登録料相当額もこれに含むこととしている。

このため、国際意匠登録出願が取り下げられたとき又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定(意匠法第17条)若しくは審決(意匠法第52条で準用する特許法第157条)が確定したときは、当該個別指定手数料のうち国内登録料相当額を返還することとした。

② 個別指定手数料の返還(第1項)

第1項では、国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、納付した者の請求により、既に納付した個別指定手数料のうち国内登録料相当額(具体的な額は政令委任。)を返還する旨を規定した。

③ 個別指定手数料の返還請求期間(第2項)

第2項では、個別指定手数料の返還請求期間を規定した。産業財産権関連法では、料金の返還請求期間は起点から6月又は1年のいずれかで規定されており、過誤納については起点から1年(意匠法第45条において準用する特許法第111条第2項等)、それ以外については納付者自らが返還請求の契機を容易に認識することができるため起点から6月としている点に鑑み、個別指定手数料の返還請求期間は国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した日から6月とすることが適切とした。

◆意匠法第60条の13(新設)

(意匠権の設定の登録の特例)

第六十条の十三 国際意匠登録出願についての第二十条第二項の規定の適用については、同項中「第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付」とあるのは、「意匠登録をすべき旨の査

定又は審決」とする。

本条は、国際意匠登録出願の設定登録の特例について規定したものである。ジュネーブ改正協定第5条(1)(vi)の規定により、出願人は国際出願の際に、意匠権の設定登録のための登録料を含めた個別指定手数料(意匠法第60条の21第1項)をWIPO国際事務局にあらかじめ納付することとされている。

他方、我が国の意匠法第20条第2項では、登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日から所定の期間内(意匠法第43条第1項、第3項又は第4項)に意匠法第42条第1項第1号の規定による登録料の納付があったときに意匠権の設定登録をするものと規定している。

国際登録を基礎とした意匠権の設定登録は、その意匠権の設定登録のための登録料の納付を待って行う必要がないことから、国際意匠登録出願については、意匠登録をすべき旨の査定(意匠法第18条)又は審決(意匠法第50条第2項)があったときに意匠権の設定登録をする旨を規定した。

(8) 関連する他法の改正事項¹⁰

◆登録免許税法 別表第一

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係)

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
----------------------------------	------	----

一～十四 (略)

10 弁理士法の改正(意匠に係る国際登録出願に関する手続代理の追加)については第7章参照。

十五 意匠権の登録（意匠権の信託の登録を <u>含み、国際登録簿への登録を除く。</u> ）		
(一)～(七)（略）	（略）	（略）
十六～百六十（略）		

登録免許税法では、第2条等の規定により、別表第一において課税範囲等を定めており、同表のうち第15号は意匠権の登録に係るものである。

意匠法第60条の19の規定により、国際登録を基礎とした意匠権についての移転等は国際登録簿での管理事項とされ、その手数料はWIPO国際事務局に直接支払われることから、かかる登録免許税を我が国において徴収することはできないため、国際登録簿への登録については課税範囲に含まれない旨を規定した。

◆工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第12条

（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求）

第十二条 何人も、特許庁長官に対し、次に掲げる事項について、経済産業省令で定めるところにより電子情報処理組織を使用して行う閲覧を請求することができる。ただし、国際出願（国際出願法第二条に規定する国際出願をいう。以下同じ。）に係る事項については、この限りでない。

一（略）

二 特許法第二十七条第一項の特許原簿、実用新案法第四十九条第一項の実用新案原簿、意匠法第六十一条第一項（同法第六十条の十九において読み替えて適用する場合を含む。）の意匠原簿又は商標法第七十一条第一項（同法第六十八条の二十七において読み替えて適用する場合を含む。）の商標原簿のうち磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる

物を含む。)をもって調製された部分に記録されている事項であつて経済産業省令で定めるもの

2～5 (略)

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(特例法)第12条第1項では、何人も電子情報処理組織を使用して行う閲覧の請求が可能である旨を規定しており、同項第2号では、当該閲覧請求対象として、産業財産権四法の原簿のうち磁気テープ等に記録された事項を規定している。国際登録を基礎とした意匠権については、一部の事項を引き続き国内の意匠原簿への登録事項として取り扱うこととなることから、特例法第12条第1項第2号の意匠原簿について意匠法第60条の19において読み替えて適用する場合を含む旨を規定した。

4. 施行期日及び経過措置

施行期日

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する(附則第1条第3号)。